

建築物排水管清掃業

排水管清掃作業の手順等（記載例）

- 1 現地調査及び事前打合せ
排水管清掃に当たり、現地調査を行い、発注者と次の事項について打合せる。
 - (1) 清掃する排水管の種類、管径、長さ及び材質、排水管の閉そく及び排水不良の状況等の点検・確認をする。
 - (2) 清掃作業の実施方法、作業時間等の説明をする。
 - (3) 建築物内の使用者及び利用者への作業実施についての周知方法を説明する。
- 2 作業計画の作成
 - (1) 現地調査に基づき清掃作業計画をたて、清掃作業方法を決定する。
 - (2) 工程表、仕様書及び見積書を作成し、発注者と打合せの上契約書を作成する。
 - (3) 清掃作業月日・作業時間を打合せ決定する。
 - (4) 機械器具等の手配及び搬入計画をたてる。
- 3 作業班の編成
清掃作業班は、監督者〇名、補助者〇名で編成する。
- 4 作業工程
 - (1) 建築物内の使用者及び利用者、居住者並びに通行者等へ作業実施の周知を行い、安全対策に注意を払う。
特に、敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講じる。
また、作業従事者の危険防止に注意を払う。
 - (2) 清掃前に、排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、写真撮影を行う。
 - (3) 清掃作業は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
 - (4) 清掃終了後、清掃を実施した排水管内部を内視鏡により点検し、写真撮影を行い、清掃の効果を確認する。
 - (5) 清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないことを、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。
- 5 機械器具等の点検の方法
 - (1) 排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備は、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
 - (2) 機械器具は排水管清掃専用とし、専用の保管庫に、管理責任者を選出し、保管する。
管理責任者氏名
- 6 作業報告書作成の手順
 - (1) 排水管清掃作業報告書を2部作成し、発注者に1部提出する。
なお、問題点及び改善点等があれば併せて報告する。
 - (2) 作業報告書の1部は、5年間保存する。